解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

千葉市中央区富士見二丁目二二番二号　千葉中央駅前ビル三階　千葉県経済団体広報協議会内　財団法人千葉県中小企業会館

清算人　白鳥　秀一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番八号　特定非営利活動法人日本アグリデザイン評議会

清算人　世古　誉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

富山市千歳町一丁目五番一号　富山県教育記念館内　財団法人富山県高等学校安全振興会

代表清算人　毛利　一朗

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月十四日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

富山県砺波市幸町四番五号　砺波市出町東部第二土地区画整理組合

代表清算人　堀田　多聞

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

福井県越前市府中二丁目三番二二号　医療法人桑原心療内科クリニック

代表清算人　桑原　照茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

岐阜県関市若草通二丁目一番地　社会福祉法人関市社会福祉事業団

清算人　中村　繁

解散公告（第三回）

当法人は、定款で定めた解散の事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

岐阜県関市平和通七丁目五番地一　財団法人関市公共施設振興事業団

代表清算人　中村　繁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

名古屋市西区天神山町三番一〇号　社団法人愛知県雇用開発協会

代表清算人　内川　尚一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

三重県津市桜橋二丁目一七七番地の二　社団法人三重県ダンプカー協会

清算人　宮本　武蔵

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

京都府亀岡市宮前町神前長野一五番地　財団法人亀岡市交流活動センター

代表清算人　久世　耕司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七五四番地宗教法人真宗大谷派宗務所内　財団法人真宗大谷育英財団

代表清算人　安原　晃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

大阪府高槻市桃園町四番一五号　財団法人高槻市水道サービス公社

清算人　法幸　貞次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月十四日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

兵庫県赤穂郡上郡町竹万八六四番地一一　上郡町竹万土地区画整理組合

清算人代表　高橋　學

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

奈良市西大寺新田町一番一五号　社団法人日本和裁教育振興会

代表清算人　永井　宏昌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十九日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

広島県山県郡北広島町荒神原一二九二番地の一　社団法人亀山積徳社

代表清算人　折口　定智

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

福岡市中央区天神三丁目一〇番一号　特定非営利活動法人福岡資産相続相談センター

清算人　山﨑　隆弘